

京橋公園イルミネーションの企画及び設置等業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

京橋公園イルミネーションの企画及び設置等業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業の目的と概要

2025年10月13日まで開催される大阪・関西万博のシティドレッシングの一環として区民や来街者に対し万博をPRするとともに、都島区まちづくりビジョンの策定にむけて、2025年4月にリニューアルした京橋公園でのにぎわいを創出するため、京橋公園においてイルミネーションを実施することにより、万博を契機としたまちの盛り上げを図る。

（２）業務内容

別紙仕様書のとおり

（３）事業規模（契約上限額）

金9,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和7年10月30日まで

（点灯期間：令和7年9月27日（土）～10月13日（月・祝））

（５）履行場所

本市指定場所

（６）費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則に基づき、仕様書及び企画提案書により委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」参照

（４）契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当するときは免除
保証人 不要

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加申込のできる者は、次の各号に定める資格を全て満たす法人とし、個人での参加申込はできない。

- (1) 国・地方公共団体でないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 次の大阪市入札参加有資格者名簿の承認種目の入札参加条件を有していること
 - ① 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）種目「04:映画等制作・広告・催事、印刷 03:催事」に登録されていること。
- (4) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 国税及び大阪市税の未納がないこと
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

5 スケジュール

・公募開始	令和7年6月17日（火）
・質問受付期限	令和7年6月26日（木）
・質問に対する回答	令和7年7月2日（水）
・参加申出関係書類の提出期限	令和7年7月9日（水）
・参加資格決定通知	令和7年7月10日（木）
・企画提案書の提出期限	参加資格決定通知受理後～令和7年7月17日（木）
・プレゼンテーション審査	令和7年7月28日（月）
・選定結果通知	令和7年7月下旬【予定】
・契約締結・事業開始	令和7年8月中旬
・イルミネーション点灯期間	令和7年9月27日（土）～10月13日（月・祝）
・事業完了	令和7年10月30日（木）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ア 受付期間 | 公募開始から令和7年6月26日（木）午後5時30分まで（必着） |
| イ 提出方法 | 別紙「質問票（様式1）」に記載し、「9 提出先、問合せ先」に記載 |

のメールアドレスに電子メールで提出すること。その他の方法での送付、電話や口頭、直接持参での質問は受け付けない。件名を「【質問：京橋公園イルミネーション】（質問事業者名）」とし、送付後は電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが10MBを超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

- ウ 回答方法 受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年7月2日（水）に本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けないものとする。

（２）参加申出手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 公募開始から令和7年7月9日（水）午後5時30分まで
※ 受付は、月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで。
- イ 提出書類 次の必要書類（各1部）
① 参加申請書（様式2）
② 誓約書（様式3）
③ 事業者の概要（様式4）
- ウ 提出方法 直接持参、送付
※持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。
※送付の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、申請期間内に到着したものに限る
- エ 提出場所 「9 提出先、問合せ先」に記載のとおり
- オ 参加資格決定通知送付
令和7年7月10日（木）に電子メールにより通知する。
参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書をメールにて交付する。

（３）企画提案書の提出

- ア 受付期間
参加決定通知を受け取った日から令和7年7月17日（木）午後5時30分まで
- イ 提出書類等
応募事業者は、次の「ウ 企画提案書等の内容」に基づき、書類一式の正本1部、副本8部（副本は複写可）の計9部、および提出書類（副本）の電子データを提出すること。
※ 正本のファイルの表紙及び背表紙には、応募事業者名を記入すること。副本には提案事業者名の記載は行わない。また、事業者名や事業者を特定できる箇所（所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）について、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行うこと。
※ 本業務と最も類似性が高い業務実績について、報告書等、内容が分かるものを正本に添付して提出すること。大量となる場合は、概要版または要約版等、調査報告の要旨を抜粋した資料でも可。（正本1部のみ。フラットファイルに編綴せ

ず、別冊としても良い。)

※ ファイルの表紙及び背表紙に「京橋公園イルミネーションの企画及び設置等業務委託公募プロポーザル提出書類」と記載すること

※ 電子データは、PDF形式での提出とし、副本と同様、応募事業者名の削除、応募事業者名が推察できる情報等の表示のマスキングなどの処理を行うこと。

ウ 企画提案書等の内容

・企画提案書表紙【様式5】

・技術提案書

① イルミネーションの配置場所や演出のポイント(人目を引く工夫等)、安全対策、近隣への配慮をまとめた企画書

※ 仕様書別紙2-1、2-2の貸与物品の使用の有無は自由であり、審査に影響しない。

②実施場所での演出内容のスケッチ等(表現方法は自由)

※ 様式は自由。①はA4サイズ3枚、②はA3サイズ3枚まででまとめること。

※ 文字のサイズは、本文は10.5ポイント以上、図表内は8ポイント以上とするよう努めること。

・業務実施体制表【様式6】

・業務委託料算定書【様式7】

・類似業務実績に関する調書【様式8】

エ 提出方法

直接持参または送付(正本、副本)、電子メール(電子データ)

※持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。

※送付の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、申請期間内に到着したものに限る

※電子メール送付の際は、件名を「【企画提案書：京橋公園イルミネーション】(応募事業者名)」とし、送付後に電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが10MBを超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

オ 提出場所

「9提出先、問合せ先」に記載のとおり。

(4) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等についてプレゼンテーションを行うこととする。

ア 実施予定日 令和7年7月28日(月)に、応募事業者からのプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する予定である。なお、実施時間、プレゼンテーションの方法などについては、別途通知する。

イ 場所 大阪市都島区役所(大阪市都島区中野町2-16-20)

ウ 説明時間 1事業者あたり20分程度(うち説明10分以内、質疑応答を含む。)

エ その他 ①参加資格確認通知書を交付した事業者が多数となった場合、プレゼンテーション審査の実施方法(実施日、説明時間等)につい

て、変更する可能性がある。この場合、対象事業者に対して別途通知を行う。

② プレゼンテーション審査は非公開とする。

③ プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更等は認めない。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定) ※選定委員会各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり

効果性	事業目的の達成にとって効果的な提案であるか	20点
独創性	提案者の知見やノウハウを活かした提案であるか	20点
遂行力	確実に遂行できる実施体制・運営基盤があるか	20点
安全性	来庁者、通行人、車両等の安全に配慮した提案であるか	20点
積算の妥当性	費用積算根拠の妥当性	10点
類似業務の実績	過去に類似業務の実績があり、必要な実績・ノウハウを持っているか	10点
計		100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「京橋公園イルミネーションの企画及び設置等業務委託業者選定委員会」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、全委員の平均点により、最優秀提案事業者を選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 選定委員会の日時は、事前に参加者へ連絡する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「効果性」の得点が高い方を最優秀提案者とする。

オ 評価点の合計が基準点(平均60点)に満たなかった場合は、評価点が最も高い業者であっても、その事業者の提案は採用しないものとする。

カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

9 提出先、問合せ先

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号
都島区役所総務課（政策企画）

TEL：06-6882-9684 FAX：06-6882-9787

電子メール：tb0010@city.osaka.lg.jp

※受付は、月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで。